

第15回山形県個人情報保護運営審議会 会議録

日時 : 令和元年11月12日(火)10時～11時50分
場所 : あこや会館202会議室
出席委員 : 小笠原委員、倉岡委員、三瓶委員、菅井委員、沼澤委員(全員出席)
実施機関 : 健康福祉企画課長 他1名
事務局 : 学事文書課長、文書法制主幹 他2名

1 開会

(1) 学事文書課長挨拶

- ・平成27年5月以来、4年半振りの開催となるが、委員の皆様の、これまでの審議会に対する多大な御貢献に、あらためて感謝申し上げます。
- ・本日は、旧優生保護法一時金支給法に基づく、一時金支給の対象者の方に、支給対象であることを個別にお知らせする事務について、御審議いただくが、忌憚のない御意見をいただき、個人情報保護制度の円滑な運用について、御指導を賜りたい。

(2) 委員等紹介

- ・委員と事務局員の紹介が行われた。
- ・紹介終了後、学事文書課長は公務の都合により退室。

2 会長選出

- ・委員の互選により倉岡委員が会長に選出された。
- ・会長から小笠原委員を会長職務代理者とする指名がされた。

[会長挨拶]

- ・旧優生保護法の下で人権侵害の事象が発生したことについては、一連の裁判が継続しており、実質的に問題があることが指摘されている。
- ・一時金支給の対象となる本人の権利擁護が最優先だが、個人情報保護との絡みがあり、非常にデリケートな問題であり、皆様から忌憚のない御意見をいただきたい。

(以降、倉岡会長を座長に調査審議を実施)

3 調査審議

個人情報の収集並びに利用及び提供の制限の例外について

(1) 概要説明

- ・事務局より、資料2～4について説明。
- ・委員からの質問等なし。

(2) 実施機関からの意見聴取

- ・実施機関より資料5により説明。
- ・質疑応答

倉岡会長 県で把握している支給対象者は何人で、その内、一時金の請求

は何件あるのか。

実施機関 一時金の請求件数は23件。昨年度行った調査により、対象と見込まれる方として183人の情報を把握しているが、請求件数とは必ずしもリンクしていない。

倉岡会長 県で把握している件数が183件で請求が23件、差引160件程の請求が無いという状況か。

実施機関 183件の内数から請求があったということではない。
183件は、旧優生保護法の下で、当時の優生保護審査会に諮られたもののうち、県に残っていた記録から把握したもので、旧優生保護法の制度上、優生保護審査会に諮ることなく、医師の判断のみで行われたものもある。

倉岡会長 県が把握している183件のうち、23件は優生保護審査会に諮られなかった方からの請求かもしれないが、必ずしも差引ではないかもしれないが、おおまかな件数としては、180件弱くらいは個別通知しなければならない可能性があるということによいか。

実施機関 概数としては、そのとおり。

倉岡会長 なぜ、一時金支給の請求がないと考えるか。

実施機関 知的障がいがあったり、御高齢となっていること等により、対象者本人が判断できない場合があるのではないかと考えている。
また、対象者本人の親だけが知っていたという場合、親が亡くなっていたり、認知症で話を聞いてもわからない状況等により、その他の親族がいても、対象者が過去に優生手術を受けた事実を知らず、請求できることを知らない可能性もあると考えられる。

小笠原委員 県が把握している対象者の情報はどんなものか。

実施機関 県立の障がい児入所施設に入所していた当時の情報等である。民間の施設や病院に入っていた人等の情報はない。

小笠原委員 県の施設に入所していて、手術を受けた方の情報は把握しているということか。

実施機関 過去の記録なので、県の施設にも全てが残っているわけではない。把握し得た限りの情報ということ。

小笠原委員 古い情報を基にして、対象者を探していくことが目的か。

- 実施機関 県が把握している情報は対象者が過去に優生手術を受けた当時のものであり、県の施設からは既に退所していることから、対象者が現在、在宅か別の施設に入所しているかは、市町村に聞かないとわからない。
市町村に確認した後も、本人の状況を、施設長等に聞く必要がある。個別のお知らせをするためには、情報が足りないのでお聞きしたいということ。
- 小笠原委員 個人情報の収集や提供を認めた場合の有効性はどの程度か。
お知らせする方は、県内だけでなく、県外に出ている可能性もあると思うが、その連携はあるのか。
- 実施機関 県外に行っている場合は、そのお住まいの県での請求になる。本県では、この審議会に諮っているが、他県では対応が異なる。
- 小笠原委員 施設の方に情報は伝えたが、結局あまり効果は上がらないということになるのではないか。
- 実施機関 県外に行っている方は少ないと考えている。183人の方は、概ね県内に住んでいると考えている。
- 菅井委員 県外から来られた方の情報は把握していないということか。
- 実施機関 県が把握している情報は、優生手術を受けた当時に、県内に住んでいた方。県外から来た方の情報は無い。
- 小笠原委員 他県で個別のお知らせを実施している県は3県ということだが、それ以外の県でのお知らせする方向性の県はあるのか。
また、個別にお知らせをすることになった理由を教えてください。
- 実施機関 3県以外の県が今後、個別のお知らせをしていくかどうかについては現在、承知していない。
本県が個別のお知らせを行う理由は、法律に基づく通常の周知だけでは、手が届かないということがあり、少しでも一時金支給の情報が届くようにお知らせすべきとの考えから、他県の事例も踏まえ、個別にお知らせするという事になった。
- 倉岡会長 仮に本人に行きついたらとして、その後、本人が請求できない場合、施設長や親族の協力を得るのは難しいという部分がある。
親族が知らなかった場合や、施設側の守秘義務の問題もあるので、その辺の配慮をどうするか、県では考えているのか。
- 実施機関 手術を受けたことを、少しでも知られたくない場合は、無理に

お知らせすることはできないが、その懸念がないことを施設長等から確認できれば、お知らせできると考えている。

また、成年後見人が選任されている方であれば、その方にお知らせできるのではないかと考えている。個々のケースで判断していくことになる。

親族や成年後見人であれば、お知らせしても間違いないと思うが、施設長等にお知らせすることは、慎重に考えて判断する。

倉岡会長 成年後見人についても、対象者全員が選任しているわけではない。

何らかの法的な必要性等があって選任している場合がほとんどであるので、対象者の一部に過ぎないかもしれない。

実施機関 親族に聞くケースがほとんどと思う。家族状況等を聞かないで、本人に接触して、取り返しのつかないことになることは避けたいので、情報収集して判断していきたいと考えている。

菅井委員 会長にお伺いしたいが、マイナンバーの管理は現実的にどのようなにしているのか。

倉岡会長 本当に必要な場合は、成年後見人で何件かあるが、現実的にはそれほど必要性がなくて、必要性に迫られた経験はない。今回の場合は、マイナンバーの必要性があるのか。

実施機関 本人確認の手法として、マイナンバーを確認することは有り得るが、複数ある本人確認手段の一つであり、必ず取得するわけではない。

倉岡会長 センシティブ情報については、旧優生保護法により手術を受けたということが、社会的差別の原因となり得ると考えているのか。

実施機関 社会的差別と言えるのかどうか迷うところはあるが、例えば収集する上で、住所などより、一步踏み込んだ情報を収集することになるので、御意見を伺いたい。

倉岡会長 市町村から、対象者の住所や、現況等を収集するのか。

実施機関 存命かどうかも含めて情報を収集したい。

倉岡会長 センシティブ情報に関わってくるかもしれないので、慎重を期して意見を聴きたいということか。

実施機関 そのとおり。

- 沼澤委員 新聞記事を持ってきたが、旧厚生省の統計で、県内で445人が手術を受けたと報道されている。県が把握している183件と開きがある。
- 実施機関 旧厚生省の統計の積み上げが445件ということ。
旧優生保護法では、優生保護審査会に諮り手術する場合と、医師の判断で手術する場合があります、医師の判断で手術した場合は、県には記録がない。183件と445件には、そうした開きがあると考えられる。
また、優生保護審査会に諮られたものについても、県に記録が残っておらず、確認できないものがある。
- 沼澤委員 183人と445人の開きについて、市町村から情報収集したいということか。
- 実施機関 その開きの部分については全くわからないため、広報でお知らせして、請求していただくということしかなくなる。
- 倉岡会長 新聞報道の445件とはどの程度の情報なのか。
- 実施機関 毎年、優生手術の件数を都道府県から旧厚生省に報告していた。その山形県分の合計が445件ということ。
- 倉岡会長 数字しか持っていないということか。
- 実施機関 445件は統計上の件数でしかない。
本県が把握している183件は、県立の施設に入所していた当時の記録を調査して把握したものであり、445件の内数とは思いますが、その差の部分については県ではわからない。
- 小笠原委員 施設に入所している方には、一時金支給法が出来たという情報に触れることができない方も多くいるという状況なのか。
- 実施機関 これまで、市町村の窓口にチラシを置いてもらうなどの周知を行っているが、施設に入所している方には情報が行き渡っていない状況もあると思う。
- 小笠原委員 もし、この審議会で諮問が認められたとして、183人の方に情報発信をはじめる時期は、いつ頃なのか。
- 実施機関 できるだけ早く、年内には行いたいと考えている。
- 倉岡会長 実施機関には事実を確認し、例外の論点は、委員と事務局で議論するというのでよいか。

事務局 そのとおり。

倉岡会長 実施機関として、審議会に申し述べることはあるか。

実施機関 繰り返しになるが、一人でも多くの方への支給につなげたいと考えており、よろしく御審議願いたい。

(実施機関退室)

倉岡会長 それでは、もう一度、この事案の論点について、事務局より説明してもらいたい。

事務局 (資料4により説明)

倉岡会長 一般的なところはわかったが、この事案で、具体的にどのような必要性があるか、公益上の理由があるか、相当な理由があるか等について教えて欲しい。

事務局 一般的な周知では、本人まで情報が行き渡らない可能性が非常に高いため、情報収集をするためには、本人収集の原則を外してもらいたいということ、それから、施設長等に情報提供した上で、本人に接触するためには、利用及び提供制限の原則を外してもらう必要があるということ。

センシティブ情報については、場合によっては、病歴等が差別の原因になる可能性もあるので、念のために、審議会での意見を踏まえて、除外してほしいということ。

もし外せない場合は、一般的な周知だけに留まってしまうので、なかなか対象者に情報が行き渡らず、一時金の請求が見込めないのではないかということ。

倉岡会長 先程、条例の趣旨解釈を説明いただいたが、事務能率の問題や、客観的な判断が必要ということなので、委員に御理解いただければよいが。

事務局 資料2-2の、これまで認められてきた事例を見ていただくと、イメージがつかめると思う。

例えば、1ページの栄典・表彰の選考を行う場合に、候補者以外のものから候補者に関する個人情報を収集する場合、これは、候補者本人から情報収集すると、自分は候補者になっているのだとわかってしまうので、例外事項にしてもらわないと業務が進まないということ。

委員、講師、指導者、助言者等の選任を行う場合も同様。

県民等からの相談、要望、陳情、意見等、情報提供受ける場合

は、その中に提供者本人以外の他人の情報も含まれているという場合もあり、どうしても収集する必要があるということ。

業務上の必要性があつて、客観的に見て、必要と認められたものは、答申をいただいていたということ。

小笠原委員 施設長等への提供目的は、対象者が認知できるか、意思能力があるかないかの情報を得ることと、意思能力がない場合には、親族の情報を得るということだと思う。

その目的達成のため、施設長等に対して、一時金支給対象者である旨を伝えなければいけないのか。

事務局 実施機関の回答は、ケース・バイ・ケースでということだったが、市町村から収集した情報で対象者の入所施設がわかっても、その施設長は必ずしも、対象者であることを知らない。

県から施設長に確認する場合、その目的を言わないと、情報提供してもらえない。

小笠原委員 そこがわからない。権限としてできないのか、事務レベルで、情報提供してくれないのか。

三瓶委員 例えば民生委員は、守秘義務が課せられており、理由がないと情報を提供することはできないということになっている。

小笠原委員 制度的に県に調査目的があつて、必要ということまで言わなければならないのか、センシティブな情報でもあり、その必要性がわからない。

事務局 場合によっては施設長ではなく、直接携わっている職員の方がいい場合もある。

小笠原委員 施設長等に聞くことは構わないが、意思能力の有無の確認とか、親族の情報を知りたいという理由だけで聞くことはできないのか。

三瓶委員 例えば、社会福祉法人でも個人情報保護の規定を作っており、どういう理由で対象者の情報が必要かという情報がないと、入所者の現状を情報提供することはできないと思う。

倉岡会長 施設の管理者としての守秘義務はどうか。

三瓶委員 所属している法人で個人情報保護規定を作っており、施設長は個人情報を守る立場である。さらに社会福祉士等の資格を持っている場合は、その資格でも情報を漏らさないという縛りも出てくるので、個人情報の取扱いは慎重になっていると思う。

小笠原委員 施設毎にセンシティブ情報を提供しなくても、意思能力に関する情報をもらえるところもあるというのであれば、全部に対して広く提供する必要はないと思う。

倉岡会長 答申の際に、原則としては認めるが、個人情報の取扱いに配慮を求めるような、附帯条項を付ける場合もあると思うが。

小笠原委員 最初は、意思能力の有無や、親族状況を知ることが必要なので教えて欲しいという話をして、更に聞かれたら目的を言うということは有り得ると思う。

倉岡会長 今日、結論を出さなくてもいいということか。

事務局 次回の審議会でもう一度審議できる。

倉岡会長 収集の制限の例外を認めることについて、皆さんは問題があるか考えるか。

小笠原委員 収集は問題ない考える。

倉岡会長 包括的に意見を出すことはよいが、センシティブ情報は、今回の件について、市町村から収集することはないと思う。
問題は提供の制限の例外を認めるかどうか。

事務局 手元の資料にはないが、第6条第2項で、「実施機関は、実施機関以外のもに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該個人情報の利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。」という規定があり、実施機関からは、施設長や民生委員に情報提供する場合でも、過去に手術を受けたといった情報漏れがないように、丁寧に行っていくという話を聞いている。

倉岡会長 今回は6条1項8号だが、4号の「個人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき」という規定がある。

適用するか疑問もあるが、緊急性という部分もあり、時間がたつと対象者が亡くなってしまふ等の問題も考えられるので、4号と8号をリンクするという理由も考えられる。

小笠原委員 仮に認めたとすると、提供する時期は、実施機関の説明のように、個別の入居者に一般的な法律の情報提供すら行っていない状況で、いきなり提供するのは、5年の請求制限があるにしても、早すぎると思うので、まず、個別の支給対象者も含めて情報提供した上で、

様子を見て、それで何の反応もなければ提供するという段階を踏んだ方がいいのではないかと思う。

倉岡会長 どれくらいの期間がいいのか。

小笠原委員 状況が分からないので現場の方にお聞きするが、対象者の方が意思能力に欠けていない場合で、請求してもらう場合、どの程度かかるのか。

事務局 一般的な周知のチラシ・広告については、この審議会の意見は不要であり、すぐにでも作成して配布は可能。
個別にあたる場合、答申がないと動けない状況なので、今回も最短で、年内に第2回目を開催すれば、年明けくらいには動けるようになると思う。

小笠原委員 そうではなく、施設の入居者の方に一般的に周知して、請求があるまで、どれくらいかかるのか。
その期間が経過した後に、具体的な対象者に働きかけるようにすれば、提供する情報を少なくすることができるのではないか。

事務局 法律の規定では、請求期間は5年間あるので、1～2年は一般的な周知で様子を見るようにすれば個別周知は不要であり、施設長への情報提供は不要になるということか。

小笠原委員 今回認めるとしても、そういう期間をおくことがよいかと。

事務局 そういう考え方もあると思うが、御高齢ということもあり、その辺は急いでやる必要はあるのかかもしれない。

小笠原委員 1年では長すぎると思うので、数か月とか。

倉岡委員 いろんな問題点が出たので、事務局も我々委員も考えてくるということで、次回に結論をだすということではいかがか。

(異議なし)

菅井委員 一つ質問だが、資料5の厚生労働省子ども家庭局母子保健課長からの通知で、都道府県の保有する記録の調査等と、関係機関への調査依頼の項目があって、「本調査は及び報告は、個人情報保護に関する各自治体の条例との関係では、法に基づく調査として整理されること。」「本調査は法に基づくものであり、個人情報保護に関する法律第16条第3項第1号及び第23条第1項第1号に規定する利用目的の制限や第三者提供に当たっての制限の適用除外となること。」と書いてあるが、そのまま適用になるということは考えられる

か。

事務局 この部分は、対象者を特定する際の調査ではなく、請求があつてから、請求者がこの法律に基づく一時金支給の対象になるかを改めて調査する調査のこと。

菅井委員 前段階の調査には適用されないということか。

事務局 そのとおり。

ただいまの厚生労働省の通知の説明をさせていただく。

この通知の20ページの下から3行目に、「周知・広報」という項目があり、「周知にあたっては、都道府県において、仮に優生手術等を受けた者を把握している場合においても、個々人の置かれている状況は様々であり、例えば、家族には一切伝えていない場合や、当時のことを思い出したくない場合も想定されることから、一律に当該者に一時金の支給対象になり得る旨を個別に通知することは、慎重に考えるべきという立法過程における議論により、法にはそのための根拠となる規定は設けられていない。」ということで、必ずしも、個別に通知をしなくても、様々機会をとらえて積極的に周知を行ってもらいたいという内容の通知になっているが、この規定は、14ページをご覧いただきたいが、国からの通知は、本来国の事務ということで、法定受託事務になっているが、法定受託事務を処理するにあたり拠るべき基準ということの通知になっているが、なお書きで、本通知は、「2. 相談支援」及び「10. 周知・広報」を除くということになっており、周知広報については、国からの拠るべき基準ではないと、つまり、必ずしも国の言うとおりにしなければならないということではなく、都道府県の実情に応じて、判断してもらいたいという趣旨から、除外されている。

実施機関は、一般的な周知では足りないだろうということで、一歩踏み込んで、個別に本人にあたると、ついでには、情報が不必要なところに漏れないように丁寧に慎重に個別のケースを判断していきたいと考えているということ。

倉岡会長 時間も迫ってきたので、今日の審議は終了する。

4 その他 事務局

長時間にわたる審議、誠にありがとうございました。
次回の審査会は、12月10日(火)午前10時から開催します。

(閉会 11時50分)